# 修正票

令和８年１１月１７日付けで以下のとおり学則を改正しましたのでお知らせします。

| 学生便覧ページ | 改正箇所 | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|---|
| 7 | 第４章第１４条 | 各授業科目の単位数は、３０単位時間（１単位時間は標準５０分とする。）の**授業**をもつて１単位とする。 | 各授業科目の単位数は、３０単位時間（１単位時間は標準５０分とする。）の**履修**をもつて１単位とする。 |
| 7 | 第４章第１４条２の一 | 講義及び演習については、**１５時間から３０時間までの範囲の授業**をもって１単位とする。 | 講義及び演習については、**１５時間の授業及び３０時間の授業時間外学修等時間**をもって１単位とする。 |
| 7 | 第４章第１４条２の二 | 実験、実習及び実技については、**３０時間から４５時間までの範囲の授業**をもって１単位とする。 | 実験、実習及び実技については、**３０時間の授業及び１５時間の授業時間外学修等時間**をもって１単位とする。 |